

## 第69回小田原市個人情報保護運営審議会会議録

- 1 日 時 平成29年2月15日(水) 午後2時30分から午後3時50分まで
- 2 場 所 小田原市役所 4階 議会会議室
- 3 出 席 者
  - (1) 会 長 小室 充孝
  - (2) 委 員 本田 耕一、片桐 晃、椎野禎章、乃美 香津子、堀 基泰、丸山秀和  
宮崎 英典 ※丸山委員は、途中退席
  - (3) 事務局 佐藤総務部副部長(総務課長事務取扱)、望月行政情報係長  
飯塚主事
  - (4) 説明員 (企画政策課) 松岡広域政策担当課長、柳澤広域政策係長、片倉主任  
(資産税課) 多田資産税課長、澤地家屋評価係長、橋本主査、阿萬主  
事
- 4 資 料 別紙のとおり
- 5 会議の概要
  - (1) 開 会
  - (2) 議 事要旨は次の<諮問審議>のとおり。

<諮問審議>

会 長     それでは諮問事項ア「小田原市と南足柄市の協議に関するアンケート事務」を審議いたします。内容の説明を求めます。

<企画政策課説明員入室 柳澤係長が資料1に基づき説明>

説明員     それではご説明いたします。実施するアンケートですが、現在、小田原市と南足柄市の2市により、合併を含めた両市の今後の在り方についての協議を小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会において進めております。その協議会の認知度や協議内容について、両市の市民が現時点でどのように考えているかを把握し、協議会での協議の参考にするため、任意協議会によりアンケートを実施するものです。

アンケートの内容につきましては、協議会及び協議内容の認知度、行財政基盤強化策としての合併と行政サービス水準の認識、権能強化策としての中核市への移行についての認識、周辺自治体との広域連携についての認識の4つを大きな項目といたします。項目ごとの詳細な内容につきましては、現在検討中であり、ここでお示しすることはできません。

なお、集計上必要となるため、性別、年齢、居住地の郵便番号、居住年数についても回答していただくことを考えています。アンケートの対象につきましては、平成29年4月1日時点で住民登録のある市民のうち18歳以上の方の中から、地区別、年齢階層別に無作為抽出します。そのため、発送に必要となる個人情報については、住所、氏名、生年月日が必要となり、その他、回答結果と発送の状況とを比較するため、発送時のデータとして性別も必要です。発送数は、両市合わせて3,600通です。これは、アンケートで一般的に使用されている統計学上必要なサンプル数の算出方法を使用し、両市合わせて約24万人弱の市民を対象とした場合に、約1,000件の回答を回収することが統計学上必要であると算出されることから、回収率を30%と見込み、全体の発送件数を3,600件としました。各市の発送内訳については、全発送数の半数を均等に分け、残りの半数を各市民の数で按分した件数としています。なお、資料に記載した各市の対象人数は、前回、各市がそれぞれ別個にアンケートを実施したときの発送数です。今回は内訳数に変更があるかと思えます。実施時期については、平成29年4月中旬から5月初旬までを予定しています。回答結果につきましては、5月後半に予定される協議会の中で報告すると共に、協議会のホームページでも結果公表をする考えです。

以上で説明を終わります。

会 長 質疑はありますか。

委 員 任意協議会とは、二市が合併について協議するためのもので、小田原市長が会長、南足柄市長が副会長ということですね。

説明員 はい、そのとおりです。

委 員 記名式ではないけれども、性別・年齢・居住地の郵便番号・居住年数を答えてもらい、発送時のデータと比べるわけですね。

説明員 発送は、市民の年齢比率等によるわけですが、回収時に、回答者の年齢比率や性別はどうか、見比べるため、それらを答えてもらう考えです。

委 員 地区や年齢の比率により、それぞれの発送数を決めるわけですね。

説明員 地区ごとの年齢比率は分かりませんので、小田原市全体の年齢比率を各地区に当てはめて発送数を決めることになります。

委 員 この案件は、個人情報保護制度の改正とは関係ありますか。

事務局 民間に適用される国の「個人情報保護法」の改正適用は予定されているようですが、本市の制度改正は、現在予定はございません。いずれにしても、この案件との関係性はございません。

委 員 参考までに、南足柄市の人口はどのくらいですか。

説明員 4万3千人くらいです。なお、小田原市は19万3、4千人くらいです。

会 長 これは、戸籍住民課の管理情報ですが、提供はデータの形ですか。

説明員 はい、そのとおりです。

会 長 記憶媒体により提供するのですか。また、任意協議会では、データはどのように管理されますか。

説明員 協議会の事務局自体が、本市の企画政策課内にありますので、パスワードをかけたデータそのものを切り出して提供を受け、任意協議会として保管することを想定しています。

会 長 任意協議会のパソコンで保管するイメージですか。

説明員 パソコンは本市のパソコンとなりますので、外部に持ち出すイメージとなるかどうかは分からないところです。

会 長 使用が終了した後、データはどうされますか。

説明員 基本的に、データは保管を続け、任意協議が終了した時点で破棄する考えです。

会 長 今回は、実質的に小田原市が保管することになり大丈夫だと思いますが、他のケースで外部に個人情報データを提供する場合、最後に確認するような扱いはされていますか。

事務局 提供時には条件がつけられるよう定めがあります。使用目的を達成し、保管の必要がなくなった際は、漏えいがないような形で廃棄するように条件付けがなされていようかと考えています。

会 長 今回も同じような形になりますか。

事務局 そのようになろうかと考えます。

委 員 元のデータと抽出されたデータがあると思いますが、両方とも提供するのですか。

説明員 抽出されたデータのみ提供します。

委 員 抽出作業は、戸籍住民課が行うのですか。

説明員 データの切り出しは、本市の情報システム担当課が行います。

会 長 他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは説明員の方は、ご退席ください。ありがとうございました。

<質疑応答終了 説明員退室>

会 長 では、審議に入ります。諮問事項アについて、ご意見いかがでしょうか。

委 員 確認ですが、今説明をされた課は企画政策課であって、情報を持っている戸籍住民課ではないですね。

事務局 はい、そのとおりです。

委 員 問題は、目的外使用ということになると思いますが、アンケートをとる際に、個人の特定が可能なデータを利用できるのか、ちょっと問題があるように思います。これは一定の政策判断で、合併を考えるに当たり、市民の意見を知りたいということは分からなくもないですが、これが一つの使用例になってしまうのはどうでしょうか。意見分布が分かる結果になってしまいます。本来、戸籍住民課が集めた情報は、そのためではないわけですから、目的外使用がこの場合できるのか、という気がします。

事務局 条例の規定では、目的外使用は原則禁止ですが、審議会の意見をお聞きし適切と認められる場合は、可能となっています。過去にも、戸籍住民課の住民基本台帳情報をアンケート目的で利用あるいは外部に提供した例はあります。先ほどの説明にもありましたように、アンケート対象者は、小田原市民全体の縮図のような形にする必要がありますので、年齢分布や性別等が抽出に当たり必要になってくることになります。

委員 前回のアンケート実施時には諮問がなかったかと思いますが。

事務局 前回は本市が使用しましたが、こうした内部使用の場合は、以前から包括的に認めていただいていますので、個別に審議会には諮られませんでした。ただ今回は、任意協議会という外部への提供になりますので、諮問されました。

会長 今回、この審議会では、目的外使用の必要性があるのか、自治体として当然すべきことなのか、必要とは認めるが慎重な取り扱いのためどういう保護をするのかを確認し、問題なければ承認するということになります。アンケートの内容が漠然としていますが、これでは必要性が認められない、ということであれば承認しないことにもなると思いますが。

委員 個人情報を使用せずに、アンケート用紙を配る方法もあると思います。市民の方が年齢等を任意に記載するなら問題ないと思います。しかし、個人情報を使用し、回答者が一定程度特定できることになるのはどうかと思います。

会長 おそらくですが、送付先と回答者は照合できるようにはなっておらず、回答する際の記載情報は、回答者の任意による提供であると思います。

また、アンケートの送付先をバランスよく抽出するためには、戸籍住民課の情報を使いたい、ということだと思います。

委員 アンケート用紙の配り方として、他にも方法があるのではないかと、思われます。

委員 アンケートの内容が分からず、年齢や性別を把握する必要性が見えない部分があると思います。これから作成するとのことでしたが、アンケートの内容を確認できたほうがよいと思います。

会長 実施するアンケート内容を見て判断するということですね。

委員 今回は、個人情報の漏えいにつながらないかどうか審議することが基本だと思います。内容はともかく、管理がきちんとされていればよいのではないかと思います。

委 員 ある程度、居住・性別・年齢が回答されることで、個人が特定できてしまう可能性があることが危惧されることになりますか。

委 員 完全な任意アンケートなら問題ないと思いますが、あらかじめ、送付先を把握しておくのはどうなのか、と思います。

委 員 任意協議会の事務局は、小田原市の職員ですか。

事務局 小田原市と南足柄市の職員です。

委 員 それでは、前回のアンケートとそれほど変わりはないのではないかと思います。一般の人に提供するわけではないですから。職員としての遵守事項はありますよね。

事務局 守秘義務があります。

委 員 協議会は全員が公務員なのですか。

事務局 構成員には民間の方も含まれますが、データを扱う事務局は公務員です。

会 長 先ほど質問した提供の際の条件付けは、審議会が行った方がよいのでしょうか。それとも提供時にそうした条件付けの運用がされていますか。

事務局 条例の規定により、提供時に条件付けが可能になっています。

委 員 防災訓練等のために個人情報提供された際など、使用後の破棄が条件となるのが一般的だと思います。

会 長 任意協議会が解散するまでは保管してもよいとして、解散時までには確実な方法で破棄するよう、ここで付帯意見として条件を付け、採決したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

会 長     それでは採決します。今申し上げた付帯意見付きで、諮問事項アを承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成多数)

会 長     賛成多数と認めます。よって、諮問事項アは承認することといたします。

会 長     次に、諮問事項イ「固定資産税・都市計画税賦課業務」を審議いたします。内容の説明を求めます。

＜資産税課説明員入室 多田課長、澤地係長が資料2に基づき説明＞

説明員     それではご説明いたします。今回の諮問の趣旨ですが、固定資産税・都市計画税の賦課業務にあたり、現行の家屋評価システムでは、庁内の資産税課に設置してあるサーバでデータ管理をしていますが、システムの更新時期である平成29年6月1日から稼働予定の新たなシステムでは、サーバメンテナンスやバックアップなどの管理負担軽減、被災時のデータ保護等への対策なども踏まえ、庁舎内にサーバを置かず、外部データセンターのサーバに庁舎内のクライアントパソコンを接続して稼働させる方式を採用することといたしました。外部データセンターと市役所本庁舎を繋ぐ回線は、機密性に優れたL GWAN回線を使用するものでございますが、外部のデータサーバとのオンライン接続をいたしますことから、小田原市個人情報保護条例第10条第2項に基づき、諮問するものでございます。開始予定年月日につきましては、平成29年6月1日です。個人の類型は、現行の家屋評価システムが導入された平成19年度以降のデータ約10,000件、及び今後新たなシステムにデータ登録される家屋所有者でございます。個人情報の項目名は、家屋評価調書への記載項目である住所、氏名等の家屋の所有者情報、物件所在地、間取図、構造、仕上資材、課税標準額等となります。提供先ですが、外部のデータセンターにデータを置きますが、その管理は、株式会社SBS情報システムとなります。

詳細の説明をいたします。現行の家屋評価システムは、平成19年6月に導入した汎用のパッケージシステムを活用しています。これは、資産税課の執務室内に設置のサー



ばにクライアントパソコンを接続する、いわゆる「クライアント・サーバ方式」によるシステムです。現行システムは、その賃貸借期間が5年間であり、1回の更新を経て平成29年5月31日で満了するため、今年度は、次期システムの選定に向け、システムのデモンストレーションなどを実施するなどしてシステムの選定を行ってきたところです。次期システムは、操作性等の基本機能の比較・検証はもちろんのこと、災害に係る住家の被害認定調査や土地評価支援システムとの連携といった拡張性も踏まえ、総合的に検討しました結果、現行システムの後継機種である家屋評価システムを採用することといたしました。

新たなシステムは、現行システムのような「クライアント・サーバ方式」とは異なる「LGWAN-ASP方式」によるシステムとなっております。LGWAN-ASPとは行政専用のネットワークでありますLGWANを介し、地方公共団体に対し行政事務を目的とするサービスを提供する形態です。例えば「電子申請」や「公金収納システム」「電子入札システム」など、様々な行政事務の場において普及拡大してきているものです。ちなみに本市では「人事給与・庶務事務システム」や「図書ネットワークシステム」などにおいても利用されているものです。LGWAN-ASPの安全性ですが、登録及び接続資格は「地方公共団体情報システム機構」の審査を経る必要があります。この機構は、地方公共団体が共同して運営する機構として、法に基づき設置されている組織で、マイナンバー業務にも関わっています。登録審査は、施設や設備、通信、運用、アプリケーション及びコンテンツ等に分けられ、審査要領が定められており、この審査を経ないと、サービス提供ができない形となっていますので、安全性は保障がされていると理解してよいかと思います。

「家屋評価システム」についてご説明します。これは家屋に係る固定資産税及び都市計画税の税額算定に用いるシステムです。固定資産を評価の上、その価格をもとに課税標準額を算定し、税率を乗じるとそれぞれの税額となる仕組みになっています。2つの税額算出となる課税標準額は同じものですので、以後、説明上、まとめて「固定資産税」とさせていただきます。固定資産税の評価方法は、総務大臣の定める「固定資産評価基準」に基づき実施し、具体的には、家屋の構成部分となる主体構造、屋根、基礎、外壁、内壁、天井、床、建具、設備といった項目について、実地調査や各種資料から、それぞれに使用されている材料の種類や数量を把握し、これに「固定資産評価基準」に記載される材質ごとの単価表で単価と数量を積算し、その総計を家屋の評価額とするものです。そのため、評価額は、工事にかかった費用や取得に要した金額等ではありません。

システムの主な機能ですが、家屋評価業務は、評価の公平性・確実性の観点から、ほとんどの市町村でパッケージシステムとしての家屋評価システムが導入されており、図面描画、評点付設、評価計算、評価調書作成、異動データ作成といった機能があります。

「家屋の価格を出すための専門の計算機」といった方がイメージとして分かりやすいかと思います。家屋評価の流れですが、実地調査や各種資料をもとに、システム上で、調査対象家屋の間取図を描画すると、課税床面積、各部屋の面積などがシステム上で計算されます。次に、屋根、基礎、外壁、柱・壁体、建具、こういった項目ごとに仕上材の情報を入力します。一連の入力が終わると、その家屋の価格が計算され、「家屋評価調書」及び「家屋見取図調査書」として印刷することができ、これを基に課税を行うこととなります。システム上で有する個人情報ですが、これは家屋評価調書及び家屋見取図調査書を構成する情報となります。住所、氏名、また間取図の内容等もすべて個人情報となります。

新システムの選定についてご説明します。システム名称は「HYOCA-Z」です。現行システムの後継機種となりますのでシステム名は一緒ですが、現行システムが「クライアント・サーバ方式」であるのに対し、次期システムはLGWAN回線を利用した「WEB版」となります。これは、入力データを外部データセンター内のサーバに随時保管する方式です。なお、開発業者側に確認したところ、クライアント・サーバ方式は、契約更新等にあわせ随時WEB版へと移行し、将来的には提供をしないとのことであり、今回、本市もWEB版へと移行しようとするものです。開発業者は「株式会社SBS情報システム」で、静岡市に本社を置く、静岡新聞・静岡放送のグループ会社の一つです。この会社の主なシステム商品としては、「財務会計システム」「家屋評価システム」「総合医療情報システム」「静岡新聞・静岡放送グループ会社関連システム」などがあります。このうち、家屋評価システムは、平成28年度当初時点で全国294自治体、神奈川県内では5自治体で稼働しているシステムです。なお、公的資格の取得状況でございしますが、国際標準規格として「ISO9001」及び「ISO/IEC27001」の認証を取得している会社です。「ISO9001」は、一定の品質を確保するための管理が行われている企業に与えられる認証で、「ISO/IEC27001」は、情報の機密性、完全性及び可用性を維持し、かつ、リスクの適切な管理が行われている企業に与えられる認証です。

データセンターの安全性についてご説明します。「耐震性能」は、震度7クラスの地震に耐えられる建築構造です。「耐火性能」は、ガス消化設備、排煙設備、防火区画設

備など先進の防火システムを完備しています。「電源設備・電力供給」は、冗長化された電源供給ルートを確認しています。「電源設備・非常用発電装置」は、無停電電源装置を有し非常用電源装置と接続し、72時間連続で運転が可能な燃料を備蓄しています。フル稼働無給油でエンジンだけで48時間稼働します。「空調性能」は、機器類の安定稼働を維持するため温度・湿度を適切に維持するための空調システムを完備しています。「防犯性能」は、24時間監視カメラや入退出時の生体認証、非接触カードを用いた電子鍵などの館内セキュリティが実施されています。「不正アクセス・ウイルス対策」は、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ネットワークにもファイアーウォールを設置しています。「その他」として、オペレーションルームを設置し、24時間365日体制で、監視や故障対応を実施しています。現在は、資産税課の執務室内にサーバが置かれていますが、安全性を比較しても、明らかにデータセンターにデータを保管したほうが、適切な管理が図られると見込んでいます。データセンターは、NTT東日本データセンターであり、所在地は明かされませんが、拠点としては北海道、東北、関東甲信越で20拠点はあるとのこと。利用実績としては、公開されている範囲内でも、公共団体では、例えば、警視庁やその他自治体関係、また民間会社でも使用されています。現行のシステムでは、1週間ごとにバックアップデータを作成し、さらに月1度、データカートリッジの遠隔地保管を行っていますが、新システムでは、毎日バックアップデータが作成され、かつ、1週間保存されるということで、安全面での確実性は得られるかと考えています。

以上で説明を終わります。

会 長 質疑はありますか。

委 員 現行システムと次期システムとの間で、扱う内容は変わりませんか。

説明員 現行システムの後継となりますので、データの内容は同じです。ただし、基幹情報システムに税の情報を入力する必要がありますので、それに合わせての増減はあろうかと思いますが、基本的には現行システムと変わりません。

委 員 現行システムと次期システムとのランニングコストの比較はされていますか。

説明員 次期システムの方が安くなります。クライアント・サーバ方式におけるサーバのリース分が除外されるようなイメージとなります。

委員 現行システムでは、システムエンジニアが派遣され、常駐しているのですか。

説明員 システムのバージョンアップの際に来庁のうえ、サーバの点検がされていますが、常駐はしていません。

委員 1週間ごとのバックアップは市の職員が行っているのですか。

説明員 はい、そのとおりです。

委員 遠隔地保管というのは、どのような形で行っているのですか。

説明員 保存用のデータ媒体を、月1回、本市の情報システム担当課に提出すると、別の場所で保管される流れになっています。震災があったときも、少なくとも1月前のデータに戻せるようになっています。

委員 それは、専門の業者がいるのですか。

説明員 はい、情報システムの担当課が契約しています。データ媒体をいったん業者に渡して、遠隔地の保管場所に運ぶといったことになっており、安全性の観点からはよろしくない点もあると考えています。

委員 現行システムよりも高度なシステムになるという印象であり、LGWAN回線を使うことから、情報管理上のデメリットは見当たらないような気もしますが、いかがですか。

説明員 現時点では、デメリットはほぼないと考えています。地方自治体の個人情報を取り扱う業務システムは、更新のタイミングを図り、かなりの数がLGWANにシフトしていくと考えています。LGWANは、住基ネットなど、もともと機密性を有するものにつ

いて使用していますので、万全だと思っています。

委員 サーバの設置場所は明らかにされないわけですか。

説明員 公開できないことになっていますが、国内の安全性の高い場所にあるデータセンターにある、株式会社SBSが所有するサーバにデータを置くことになります。現在は、サーバと操作パソコンが同じ市庁舎内にあるわけですが、新システムではサーバだけがデータセンターに移り、専用の通信線で随時アクセスしていくことになります。

委員 バックアップ用のデータはどのようにになりますか。

説明員 データセンターのネットワーク内の別の場所に保管することになります。

委員 それをつなぐのもLGWANなのですか。

説明員 はい、そのとおりです。

委員 データセンターのサーバでは、他のデータと混在することになるとは思いますが、安全性はどうなりますか。

説明員 現在のところ、不正アクセスの形跡は、一切見当たらないとのこと。いずれにしても、さきほどご説明した「地方公共団体情報システム機構」の厳格な審査があり、それを通過しないと、LGWANには関われないことになっています。データセンターについても、場所は明らかにされず、入退出の基準も詳細になっており、監視カメラもあります。また温度湿度の管理基準もあり、サーバの管理環境は現行よりも特段に向上すると考えています。

委員 LGWANは、それ自体完結したネットワークということになりますか。

説明員 はい、そのとおりです。

委 員 セキュリティ上の問題が発生するとしたら、内部の問題ということになりますか。

説明員 はい、外部からの侵入要素はないと考えています。内部的にも、ファイアーウォールが何重にもかけられています。L GWAN自体、国が推進しているものであり、安全性と信頼性が必須条件の回線です。インターネット回線とは別回線です。L GWANへの脅威として同機構が示しているのは、災害関係、不正アクセス、コンピュータウイルス、盗難、改ざん、破壊行為、操作ミス、過失によるデータ流出や破損があります。人が行うものなので、100%安全とは言い切れませんが、同機構の方で、扱うデータの性質上、詳細な基準を設けており、何かあった場合の対応計画があるかどうかも含めて審査登録が行われています。

会 長 住所や氏名は、日々の変動と連動しているのですか。

説明員 新築時点のデータとなり、連動はしません。所有権移転に伴い自動的に変わるわけはありません。これらの異動処理は、基幹システムの方で行っています。

会 長 そうすると、一度データを入れると、そのままなのですか。

説明員 これは、新築時の評価額を出すための計算システムなので、随時更新はかけません。

会 長 他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは説明員の方は、ご退席ください。ありがとうございました。

<質疑応答終了 説明員退室>

会 長 では、審議に入ります。諮問事項イについて、ご意見いかがでしょうか。

会 長 ちなみに、住所や氏名について、住基台帳のデータを参照して更新する必要がある場合は、一定期間ごとに更新作業をしなければならなくなりますが、そうした例が過去に

あったように思いますが。

事務局 昨年の農業委員会の諮問事案が該当するかと思われます。

会 長 それでは、諮問事項イを承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。よって、諮問事項イは承認することといたします。

会 長 それでは、2のその他に移ります。事務局から何かありますか。

事務局 特にございませんが、今回の会議録につきましても、事務局で草案を作成後、委員の皆様へ郵送させていただき、ご確認をしていただいた後、行政情報センター、ホームページにて公開させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

会 長 では、第69回個人情報保護運営審議会を終了いたします。

## 第69回 小田原市個人情報保護運営審議会 資料一覧

### ●次第

### ●資料 1

- ・個人情報取扱事務の諮問事案書(小田原市と南足柄市の協議に関するアンケート事務)
- ・平成29年4月アンケートについて
- ・任意協議会規約

### ●資料 2

- ・個人情報取扱事務の諮問事案書(固定資産税・都市計画税賦課業務)
- ・新たな家屋評価システムの導入に伴う外部サーバとのオンライン結合について